

九州大学教員の学内派遣に関する規程

平成24年度九大規程第42号
施行：平成24年12月1日
最終改正：平成27年3月30日
(平成26年度九大規程第146号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学における教育研究水準の更なる向上を図るとともに、学内における教員の配置の柔軟な運用を促進するための学内派遣に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学内派遣 国立大学法人九州大学就業通則(平成16年度九大就規第1号)第2条第1項第1号に規定する教員(教員(年俸制)及び特定有期教員を除く。)が一定期間当該教員の所属する部局以外の部局の教育研究に主として従事することをいう。
- (2) 学内派遣教員 学内派遣により、教育研究に従事する教員をいう。
- (3) 派遣元部局 学内派遣教員が所属する部局等をいう。
- (4) 派遣先部局 学内派遣教員が主として教育研究に従事する部局等をいう。

(学内派遣教員の選考及び決定)

第3条 学内派遣教員の選考及び決定は、総長が行う。

- 2 学内派遣の実施に当たっては、派遣先部局の長が、あらかじめその候補者及び派遣元部局の長の同意を得なければならない。

(学内派遣の期間等)

第4条 学内派遣の期間は、派遣先部局及び派遣元部局の長が協議し、当該学内派遣教員の同意を得て定めるものとする。

- 2 前項の期間を変更する場合には、派遣先部局の長は、あらかじめ当該学内派遣教員及び派遣元部局の長の同意を得なければならない。
- 3 前2項の期間は、当該学内派遣教員の任期満了の日若しくは定年による退職の日又は雇用期間満了の日を超えて定めることはできない。

(学内派遣からの復帰)

第5条 学内派遣の期間が終了したときは、学内派遣教員は、派遣元部局に復帰するものとする。

- 2 学内派遣教員並びに派遣先部局及び派遣元部局の長の同意を得た場合には、前項の規定にかかわらず、学内派遣の期間中であっても当該学内派遣教員を復帰させることができるものとする。

(人事等に関する取扱い)

第6条 学内派遣教員に係る再任審査、配置換、出向その他の人事に関する事項については、派遣元部局の教授会等において審議する。ただし、派遣元部局が適当と認める場合には、派遣先部局の教授会等で審議することができるものとする。

(学内派遣の手続)

第7条 学内派遣の手続に関し必要な事項は、人事委員会が定めるところによる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、学内派遣に関し必要な事項は、派遣先部局及び派遣元部局の長の協議を経て、総長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

附 則(平成26年度九大規程第146号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。